

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年2月13日

【四半期会計期間】 第86期第3四半期(自平成24年10月1日至平成24年12月31日)

【会社名】 株式会社河合楽器製作所

【英訳名】 KAWAI MUSICAL INSTRUMENTS MANUFACTURING CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 河合弘隆

【本店の所在の場所】 静岡県浜松市中区寺島町200番地

【電話番号】 053 - 457 - 1242

【事務連絡者氏名】 経理財務部長 鈴木秀一

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区代々木一丁目36番4号 全理連ビル
株式会社河合楽器製作所 関東支社

【電話番号】 03 - 3379 - 2221

【事務連絡者氏名】 執行役員 国内営業本部 関東支社長 日下昌和

【縦覧に供する場所】 株式会社河合楽器製作所 関東支社
(東京都渋谷区代々木一丁目36番4号 全理連ビル)

株式会社河合楽器製作所 中部支社
(名古屋市中区丸の内三丁目5番33号 名古屋有楽ビル)

株式会社河合楽器製作所 関西支社
(大阪府中央区備後町三丁目3番9号 備後町コイズミビル)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第85期 第3四半期 連結累計期間	第86期 第3四半期 連結累計期間	第85期
会計期間		自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日	自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日	自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日
売上高	(百万円)	43,602	40,910	58,058
経常利益	(百万円)	1,822	1,445	2,500
四半期(当期)純利益	(百万円)	1,277	1,007	1,608
四半期包括利益又は包括利益	(百万円)	1,053	997	1,451
純資産額	(百万円)	14,360	15,413	14,758
総資産額	(百万円)	37,629	36,472	36,525
1株当たり四半期(当期)純利益金額	(円)	14.93	11.79	18.81
潜在株式調整後 1株当たり四半期(当期)純利益金額	(円)			
自己資本比率	(%)	38.16	42.26	40.41

回次		第85期 第3四半期 連結会計期間	第86期 第3四半期 連結会計期間
会計期間		自 平成23年10月1日 至 平成23年12月31日	自 平成24年10月1日 至 平成24年12月31日
1株当たり四半期純利益金額	(円)	8.02	6.66

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等(消費税及び地方消費税)は含まれておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営んでいる事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第3四半期連結累計期間におけるわが国経済は、東日本大震災の復興需要を背景として緩やかな景気回復の動きが見られたものの、欧州金融不安の継続や中国経済の成長鈍化などによる世界経済の減速懸念の動きが広がる中で、個人消費の落ち込みや企業の生産活動が停滞するなど、先行き不透明な状況で推移しました。

このような経営環境のもと、当社グループは「第3次中期経営計画」に基づき、モデルチェンジした最高級グランドピアノ『Shigeru Kawai』を軸としたグローバルブランドの確立に取り組み、世界最大のピアノ市場である中国においては、生産・販売・音楽教室・調律の四位一体体制により事業拡大に積極的に注力しました。またグローバル生産体制の強化を図るとともに、将来成長が期待される新興国での販売や音楽教室の展開を推進しました。

その結果、当第3四半期連結累計期間の売上高は40,910百万円（前年同四半期比2,692百万円減）となり、営業利益は1,276百万円（前年同四半期比765百万円減益）となり、当四半期連結会計期間末にかけての円安進行による為替差益の発生により経常利益は1,445百万円（前年同四半期比377百万円減益）、四半期純利益は1,007百万円（前年同四半期比270百万円減益）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

（楽器）

楽器事業は、海外のピアノ販売は、欧州や北米において個人消費の低迷や円高の影響により減少しましたが、中国では引き続き堅調に推移しました。国内のピアノ販売は、グランドピアノは『Shigeru Kawai』を中心とした積極的な拡販に注力したことなどにより前年を上回りましたが、アップライトピアノについては、景気停滞を背景とした消費マインドの冷え込みにより減少しました。

電子ピアノについては、本年より中国で販売を開始したことなどにより伸長しました。電子オルガンについては大型機種の販売が減少しました。

この結果、売上高は19,421百万円（前年同四半期比671百万円減）となり、営業利益は59百万円（前年同四半期比623百万円減益）となりました。

（教育関連）

教育関連事業は、幼稚園・保育園教場の開拓に積極的に取り組みましたが、生徒数の減少などにより、売上高は13,025百万円（前年同四半期比296百万円減）となり、営業利益は1,153百万円（前年同四半期比49百万円減益）となりました。

(素材加工)

素材加工事業は、自動車関連部品の受注は増加しましたが、半導体関連部品の大幅な受注減少により、売上高は 6,738百万円（前年同四半期比 679百万円減）となり、営業利益は、364百万円（前年同四半期比 46百万円減益）となりました。

(情報関連事業)

情報関連事業は、IT機器の売上減少などにより、売上高は 1,576百万円（前年同四半期比 1,040百万円減）となり、営業損失は 69百万円（前年同四半期比 14百万円悪化）となりました。

(その他の事業)

その他の事業の売上高は 148百万円（前年同四半期比 6百万円減）となり、営業損失は 22百万円（前年同四半期比 12百万円悪化）となりました。

(2) 財政状態の分析

当第3四半期連結会計期間末の資産合計は、現金及び預金の減少や、たな卸資産の増加などにより 36,472百万円（前連結会計年度末比 53百万円減少）となりました。

負債合計は、長期借入金の返済などにより、21,059百万円（前連結会計年度末比 707百万円減少）となりました。

純資産合計は、15,413百万円（前連結会計年度末比 655百万円増加）となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者（以下「方針決定を支配する者」といいます。）の在り方について、基本的には、株主の自由な判断に基づいた当社株式の自由な取引を通じて決定されるべきものであると考えており、上場企業として多様な投資家に当社の株主となっただき、また、その様々な意見を当社の財務及び事業の方針の決定に反映させることが望ましいと考えております。

昨今のわが国の資本市場においては、経営陣の同意なく、会社支配権の取得を意図して株式を大量に買付けようとする事例も少なくありません。このような買付けの中には、当社及び当社グループの顧客、取引先、地域社会、従業員等ステークホルダーの利益を著しく損なう蓋然性の高いものや、株主に十分な判断の時間や判断の材料を与えないものなど、当社の企業価値及び株主共同の利益に照らして望ましくない買付けが行われることも予想される状況にあります。

当社は、このような当社の企業価値及び株主共同の利益に照らして望ましくない買付けを行おうとする者に対して、方針決定を支配する者となる機会を与えることは、株主からの様々な意見を当社の財務及び事業の方針の決定に反映させるためには望ましくないものと考えております。

また、当社事業の軸は音楽・教育分野にあり、これらの事業は単にハードやソフトを提供することにとどまるものではなく、文化に深く関わる事業であると考えております。このような事業の運営においては、経済的側面のみならず文化的側面も視野に入れたバランスのとれた経営姿勢が不可欠であると考えております。かかる観点から、方針決定を支配する者においては、このような経営姿勢についても、十分に理解していることが望ましいと考えております。

基本方針に関する取組み

() 財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、以下のような取組みを鋭意実行することが、当社の企業価値及び株主共同の利益を向上させることとなり、さらなる多様な投資家からの当社への投資を促進させ、結果として、上記の基本方針の実現に資するものであると考えております。

(a) 当社は、平成25年3月までの3ヵ年を対象期間とする「第3次中期経営計画」を、平成22年4月1日よりスタートしております。「第3次中期経営計画」では、長期的に会社のめざす方向性を明確にし、将来を見据えた事業基盤づくりを行うとともに、持続的成長のための構造改革に向けて鋭意取り組み中であり、なお、「第3次中期経営計画」の内容は、次のとおりであります。

(ア)長期ビジョン

長期ビジョンとして「限りある資源を有効活用し、地球にやさしいものづくりをめざす」、「幼児から高齢者まで、心の豊かさと体の健康づくりを支援」、「グローバルブランドの確立をめざす」の3点を掲げ、長期的に会社のめざす方向性を明確にし、将来を見据えた事業基盤づくりを行うとともに、持続的成長のための構造改革に取り組んでまいります。

(イ)基本方針

「成長市場へ向けたチャレンジ」と「基盤事業の構造改革による収益性向上」を基本方針として以下の重点戦略を策定し、実施してまいります。

(ウ)重点戦略

楽器事業においては、グローバルブランドの確立をめざしてピアノづくりの将来を見据えた生産・開発体制の整備を進めるとともに、最高級グランドピアノ『Shigeru Kawai』シリーズをはじめとする高付加価値ピアノを世界市場で拡販してまいります。成長が続く中国市場においては、楽器需要の創造から生産、販売、サービスに至る体制の強化を図ることにより総合力を発揮し収益の拡大を図ってまいります。また、成熟市場・成長市場・新興市場別に販売及び製品戦略を策定し競争力を高めることにより、世界市場におけるピアノ販売量の拡大をめざしてまいります。一方、国内市場では、都市部の人口増加エリアへ経営資源を集中させ、市場縮小に対応した効率的な販売体制の構築をめざし、店舗を核とした販売活動の展開、ITの効果的活用等を実施してまいります。

教育関連事業においては、音楽教室事業では、都市部の人口集中エリアへの音楽教室の新設を加速させ、さらに魅力ある音楽教室をめざすとともに、体育事業は健康増進をテーマに、幼児・児童向け体育教室ではコースの新設・拡充を図り、成人・高齢者向けには、介護予防、特定保健指導といった健康づくり支援事業を全国の市町村を対象に展開してまいります。

素材加工事業では、市場拡大が見込まれる自動車C V T向けなど環境関連部品の金属加工を手がける金属事業における生産体制の強化、品質・コスト・納期の改善による技術競争力の確保を図っております。

(b) 当社は適切な組織体制の構築のために、以下の取組みを行っております。

当社は、社外取締役を選任し、客観的な立場から取締役会における意思決定の妥当性及び取締役の職務執行について大局的な視点で助言、監督監視をいただくとともに、独立性の高い社外監査役を選任し、取締役の業務執行の監査に当たらせております。

また当社は、意思決定の迅速化と経営陣の責任の明確化のために、執行役員制度を採用して業務執行と監督の分離に取り組むとともに、取締役の任期を1年として、ガバナンス体制の強化を図っております。

(c) 上記のほかにも、機関投資家や証券アナリストへの説明会の開催、個人投資家向けのIR活動の推進により株主との長期安定的な信頼関係の構築に努めてまいります。

() 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、基本方針に照らし不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、平成19年6月28日開催の第80期定時株主総会における株主の承認により当社株式の大規模買付行為に関する対応方針を導入し、平成22年6月29日開催の第83期定時株主総会における株主の承認により内容を一部改定のうえ、新たな対応方針（以下「本プラン」といいます。）として更新しております。（本プランの詳細につきましては、当社ホームページに掲載されている平成22年5月25日付プレスリリース「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の一部改定および更新について」にて開示しております。）

当社の取組みが、基本方針に沿い、株主共同の利益を害するものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて

() ()の取組みについて

「第3次中期経営計画」に掲げました施策に関する当社の取組みは、究極的にはステークホルダー全体の利益を実現するための施策として当社経営陣に課せられた課題であると考えておりますので、株主共同の利益を害するものではなく、また、当社の会社役員の地位を維持することを目的とするものでもありません。

執行役員制度、取締役の1年任期制、社外取締役の選任、社外監査役による取締役の業務執行監査については、いずれも適正な業務執行を担保するためのものであり、株主共同の利益を害することにはなりませんし、また当社の会社役員の地位を維持するためのものでもありません。

機関投資家や証券アナリストへの説明会の開催、個人投資家向けのIR活動の推進についても、株主共同の利益を害するものではなく、投資家の判断に資することを目的として行おうとするものですので、当社の会社役員の地位を維持するものでもないと考えております。

() ()の取組みについて

本プランは、以下のような点から、基本方針に沿い、株主共同の利益を害するものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないものと考えております。

- (a) 本プランの内容は、大規模買付者に対して事前に大規模買付情報の提供及び大規模買付行為の是非を判断する時間を確保することを求めることによって、大規模買付者の提案に応じるか否かについて株主の適切な判断を可能とするものです。したがって、株主共同の利益を害するものではなく、基本方針に沿う内容となっております。
- (b) 本プランにおいて、対抗措置が発動される場合としては、大規模買付者が予め定められた大規模買付ルールを遵守しない場合や、当社企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合に限定しております。このように、対抗措置の発動は当社の企業価値及び株主共同の利益に適うか否かという観点から決定することとしておりますので、基本方針に沿い、株主共同の利益を害するものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的としないものとしております。
- (c) 本プランにおいては、独立性の高い社外者を構成員とした独立委員会を設置し、対抗措置の発動を当社取締役会が判断するにあたっては、独立委員会の勧告を最大限尊重することとしております。また、当社取締役会において、必要に応じて外部専門家等の助言を得ることができるものとしております。このように、対抗措置を発動できる場合か否かの判断について、当社取締役会の恣意的判断を排除するための仕組みを備える内容となっており、株主共同の利益を害するものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでもないといえます。

本プランは、更新後3年毎に、本プランの期間更新または廃止について、定時株主総会の議案として上程し、株主に対して本プランの継続の是非を直接判断いただくこととしております。また、取締役の任期を1年としていることを前提として、毎年、定時株主総会における取締役の選任議案に各取締役候補者の本プランに関する賛否を記載するとともに、定時株主総会后、最初に開催される取締役会において、株主より選任された取締役が本プランの継続または廃止の決議を行い、決議結果を速やかに株主及び投資家へ開示することとしております。

このように、本プランの継続については、株主の意思が直接反映されるよう努めており、株主共同の利益を害することのないよう、また、当社の会社役員の地位の維持につながることを努めております。

(4) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間の研究開発費の総額は、544百万円であります。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	342,000,000
計	342,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成24年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成25年2月13日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	85,610,608	85,610,608	東京証券取引所市場第一部	単元株式数 1,000株
計	85,610,608	85,610,608		

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成24年10月1日～ 平成24年12月31日		85,610		6,609		744

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成24年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成24年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 89,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 85,328,000	85,328	
単元未満株式	普通株式 193,608		一単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	85,610,608		
総株主の議決権		85,328	

- (注) 1. 「完全議決権株式(自己株式等)」欄は、全て当社保有のものであり、同じく「単元未満株式」欄に752株当社保有株式が含まれております。
2. 「完全議決権株式(その他)」の欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が6,000株含まれておりますが、全て名義書換失念株式であります。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数6個が含まれております。

【自己株式等】

平成24年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社河合楽器製作所	静岡県浜松市中区寺島町 200番地	89,000		89,000	0.10
計		89,000		89,000	0.10

(注) 当第3四半期会計期間末現在の自己株式数は、90,639株です。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間(平成24年10月1日から平成24年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成24年4月1日から平成24年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、明治監査法人により四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成24年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	7,692	6,235
受取手形及び売掛金	4,379	4,500
商品及び製品	3,237	4,019
仕掛品	1,541	1,446
原材料及び貯蔵品	1,318	1,629
その他	1,450	1,747
貸倒引当金	193	236
流動資産合計	19,426	19,342
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	4,965	4,848
機械装置及び運搬具（純額）	2,066	2,185
土地	5,983	6,069
その他（純額）	676	779
有形固定資産合計	13,692	13,882
無形固定資産	707	529
投資その他の資産		
繰延税金資産	298	316
その他	2,473	2,474
貸倒引当金	73	73
投資その他の資産合計	2,698	2,718
固定資産合計	17,098	17,130
資産合計	36,525	36,472
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	3,000	3,625
短期借入金	2,661	2,830
未払法人税等	644	129
賞与引当金	910	280
製品保証引当金	43	47
その他	3,319	3,427
流動負債合計	10,580	10,339
固定負債		
長期借入金	1,412	766
退職給付引当金	8,638	8,784
環境対策引当金	44	44
資産除去債務	651	654
その他	439	468
固定負債合計	11,186	10,720
負債合計	21,766	21,059

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成24年12月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	6,609	6,609
資本剰余金	744	744
利益剰余金	9,077	9,743
自己株式	14	14
株主資本合計	16,417	17,083
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	168	168
為替換算調整勘定	1,827	1,837
その他の包括利益累計額合計	1,658	1,669
純資産合計	14,758	15,413
負債純資産合計	36,525	36,472

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】
【四半期連結損益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年12月31日)
売上高	43,602	40,910
売上原価	32,344	30,400
売上総利益	11,257	10,510
販売費及び一般管理費	9,216	9,233
営業利益	2,041	1,276
営業外収益		
為替差益	-	255
その他	133	151
営業外収益合計	133	407
営業外費用		
支払利息	105	64
固定資産賃貸費用	12	52
為替差損	107	-
その他	125	120
営業外費用合計	351	237
経常利益	1,822	1,445
特別利益		
固定資産売却益	0	0
土地売却益	4	-
補助金収入	39	1
その他	-	0
特別利益合計	44	2
特別損失		
固定資産除却損	9	4
災害による損失	116	-
その他	0	0
特別損失合計	126	4
税金等調整前四半期純利益	1,740	1,443
法人税等	463	435
少数株主損益調整前四半期純利益	1,277	1,007
四半期純利益	1,277	1,007

【四半期連結包括利益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年12月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益	1,277	1,007
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	32	0
為替換算調整勘定	246	20
持分法適用会社に対する持分相当額	10	9
その他の包括利益合計	224	10
四半期包括利益	1,053	997
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	1,053	997
少数株主に係る四半期包括利益	-	-

【会計方針の変更等】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)
(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更) (減価償却方法の変更) 当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、第1四半期連結会計期間より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。 なお、この変更による当第3四半期連結累計期間の損益に与える影響は軽微であります。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。

なお、当第3四半期連結会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期連結会計期間末日満期手形が、四半期連結会計期間末残高に含まれております。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成24年12月31日)
受取手形	16百万円	23百万円
支払手形	43	40

(四半期連結損益計算書関係)

該当事項はありません。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費（無形固定資産に係る償却費を含む。）は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)
減価償却費	1,221百万円	1,197百万円

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年6月29日 定時株主総会	普通株式	384	4.5	平成23年3月31日	平成23年6月30日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年6月28日 定時株主総会	普通株式	342	4.0	平成24年3月31日	平成24年6月29日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント					その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連 結損益計 算書計上 額(注)3
	楽器	教育 関連	素材 加工	情報 関連	計				
売上高									
外部顧客への売上高	20,092	13,321	7,417	2,616	43,447	154	43,602		43,602
セグメント間の内部 売上高又は振替高	0	0		316	317	283	601	601	
計	20,092	13,322	7,417	2,933	43,764	438	44,203	601	43,602
セグメント利益又は 損失()	682	1,202	410	55	2,239	10	2,228	187	2,041

(注) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、金融関連事業及び保険代理店事業等を含んでおります。

2. セグメント利益又は損失の調整額 187百万円には、セグメント間取引消去 49百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用 236百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

3. セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第3四半期連結累計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント					その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連 結損益計 算書計上 額(注)3
	楽器	教育 関連	素材 加工	情報 関連	計				
売上高									
外部顧客への売上高	19,421	13,025	6,738	1,576	40,762	148	40,910		40,910
セグメント間の内部 売上高又は振替高	0	-	12	290	303	328	631	631	
計	19,421	13,025	6,751	1,867	41,065	476	41,541	631	40,910
セグメント利益又は 損失()	59	1,153	364	69	1,508	22	1,485	209	1,276

(注) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、金融関連事業及び保険代理店事業等を含んでおります。

2. セグメント利益又は損失の調整額 209百万円には、セグメント間取引消去 52百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用 261百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

3. セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額	14円93銭	11円79銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額 (百万円)	1,277	1,007
普通株主に帰属しない金額 (百万円)		
普通株式に係る四半期純利益金額 (百万円)	1,277	1,007
普通株式の期中平均株式数 (千株)	85,522	85,520

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年 2月12日

株式会社 河合楽器製作所

取締役会 御中

明治監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 堀 江 清 久 印

代表社員
業務執行社員 公認会計士 笹 山 淳 印

代表社員
業務執行社員 公認会計士 塚 越 継 弘 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社河合楽器製作所の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成24年10月1日から平成24年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成24年4月1日から平成24年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社河合楽器製作所及び連結子会社の平成24年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。